令和８年第１回安堵町議会定例会会議録

（１日目）

令和８年３月４日（水）開会

午前１０時

１　応招議員　９名

１番	松田　勝	２番	近藤　晃一
３番	森田　裕康	４番	福井　保夫
５番	淺野　勉	６番	上林　勝美
７番	山岡　敏	８番	増井　敬史
９番	森田　瞳		

２　出席議員　９名

３　欠席議員　なし

４　地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	西本　安博	副町長	富井　文枝
教育長	久保　茂樹		
総務部長	吉田　一弘	住民生活部長	勝井　顯
事業部長	廣瀬　好郁	理事	池田　佳永
教育次長	溝本　貴宏	会計管理者	富士　青美
総合政策課長	増田　篤人	安全安心課長	吉田　貴史
税務課長	藤岡　征章	住民課長	吉田　彰宏
子ども家庭推進室課長	西田　淳二	健康福祉推進室課長	井上　育久

５　職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長心得	吉岡　さとこ	議会事務局リーダー	吉田　裕一

6　会議事件は次のとおりである。

日　程

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　会期の決定

第　３　諸般の報告

第　４　行政報告

第　５　報告第　１号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第７号）について）

第　６　報告第　２号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第８号）について）

第　７　議案第　１号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第　８　議案第　２号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第　９　議案第　３号　安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

第１０　議案第　４号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

第１１　議案第　５号　教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

第１２　議案第　６号　安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第１３　議案第　７号　安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

第１４　議案第　８号　安堵町乳児等通園支援事業の実施に関する条例の制定について

第１５　議案第　９号　令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第９号）について

第１６　議案第１０号　令和７年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第３号）について

第１７　議案第１１号　令和７年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第３号）について

第１８　議案第１２号　損害賠償請求事件に係る和解について

第１９　議案第１３号　令和８年度安堵町一般会計予算について

第２０　議案第１４号　令和８年度安堵町国民健康保険特別会計予算について

第２１　議案第１５号　令和８年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について
第２２　議案第１６号　令和８年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について
第２３　議案第１７号　令和８年度安堵町下水道事業会計予算について
第２４　報告第　３号　令和８年度安堵町土地開発公社予算の報告について

開　会

午前１０時００分

議長（近藤晃一）　只今から、令和８年第１回安堵町議会定例会を開会いたします。

出席議員は９名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

はじめに、西本町長より開会にあたり御挨拶がございます。

町長（西本安博）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。西本町長。

（西本町長　登壇）

町長（西本安博）　皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

町長（西本安博）　梅の花も見頃を迎え、春の訪れを感じる今日この頃でございます。東大寺の二月堂修二会、いわゆるお水取り行法が始まりました。春を呼ぶ心と言われており、満行とともに奈良大和路に本格的な春が訪れてまいります。

そのような折ではございますが、本日令和８年第１回安堵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、本日提案させていただく案件でございますが、報告が３件、議案が１７件でございます。

議員の皆様に御審議いただく前に、各案件の概略を説明させていただきます。

報告第１号「専決処分の承認を求めることについて（令和７年度安堵町一般会計補

正予算（補正第７号）について）」でございます。専決理由といたしまして、物価高騰の影響に関する地域振興券発行業務、物価高対応子育て応援手当事業を早急に進めるため、専決処分をさせていただきました。

次に、報告第２号「専決処分の承認を求めることについて（令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第８号）について）」でございます。専決理由といたしまして、衆議院が解散され、衆議院議員総選挙が１月２７日公示、２月８日投開票で執行されたためのものでございます。

次に、議案第１号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。「安堵町学校と地域で創る学びの未来検討委員会」を設置することに伴い、当委員会委員に係る報酬及び旅費を定める必要があるためのものでございます。

次に、議案第２号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第３号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第４号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第５号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。以上、議案第２号から第５号まで、人事院勧告により国に準じて給与改正を行うものでございます。

次に、議案第６号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」でございます。子ども・子育て支援納付金課税分について改正するものが主なものとなっております。

次に、議案第７号「安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」でございます。国に準じて補償基礎額を改正するものでございます。

次に、議案第８号「安堵町乳児等通園支援事業の実施に関する条例の制定について」でございます。令和８年４月施行の、町が行う「乳児等通園支援事業」いわゆる「こども誰でも通園制度」の実施に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第９号「令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第９号）について」でございます。総額１億４，４９３万円の補正額となっており、主に教育費として１億３，９２７万１，０００円の小・中学校体育館空調整備工事でございます。また年度内にやむなく執行できなかった予算について、繰越明許を行うものでございます。

次に、議案第１０号「令和７年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第３号）について」でございます。これは令和６年度精算額の確定に伴い、増額補正する

ものでございます。

次に、議案第１１号「令和７年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第３号）について」でございます。税制改正等による介護保険システム改修に伴う増額補正でございます。

次に、議案第１２号「損害賠償請求事件に係る和解について」でございます。令和４年（ワ）第４１４号損害賠償請求事件について、現在までの裁判の経過を踏まえ、裁判所が提案した和解案に合意するため、御審議いただくものでございます。

次に、議案第１３号「令和８年度安堵町一般会計予算について」そして議案第１４号「令和８年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」そして議案第１５号「令和８年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について」そして議案第１６号「令和８年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について」そして議案第１７号「令和８年度安堵町下水道事業会計予算について」並びに報告第３号「令和８年度安堵町土地開発公社予算の報告について」でございますが、令和８年度予算について御審議いただくものとなっております。

以上、簡単に説明をさせていただきましたが、詳細はその都度、担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（近藤晃一）　はい。それでは、お手元の議事日程に従いまして進めてまいります。

日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第１２０条の規定によりまして、１番　松田勝議員、３番　森田裕康議員を指名します。

よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一）　次に、日程第２「会期の決定」を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から１８日までの１５日間とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から１８日までの１５日間とすることに決定いたしました。

議長（近藤晃一）　続いて、日程第３「諸般の報告」を行います。

２件の報告があります。

１件目は１月２９日に行いました議員派遣について。

はじめに、議員派遣代表の総務産業建設常任委員会　増井委員長から報告をお願いします。

総務産業建設常任委員会委員長（増井敬史）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。増井議員。

（増井総務産業建設常任委員会委員長　登壇）

総務産業建設常任委員会委員長（増井敬史）　令和８年２月４日、安堵町議会議長　近藤晃一様、議員派遣代表　総務産業建設常任委員会委員長　増井敬史。安堵町議会議員派遣（視察研修）報告書。安堵町議会議員派遣について、視察研修を実施しましたので、別紙のとおり会議規則第７１条の規定により報告します。

１．視察目的、安堵町議会議員のなり手不足の解消を図るため、議会改革の先進地の取組を学ぶことを目的とする。

２．期日、令和８年１月２９日木曜日

３．派遣場所、岡山県久米郡美咲町原田２１４４番地１　岡山県美咲町議会

４．派遣議員、近藤議長、山岡副議長、松田議員、森田裕康議員、福井議員、淺野議員、上林議員、増井議員、森田瞳議員

５．同行者、西本安博町長、塩野教育推進課主幹、箸尾谷教育推進課主任、吉岡さとこ議会事務局長心得

６．視察内容、「持続可能な議会」を目指して、数多くの議会改革の取組をされてい

る美咲町議会から、安堵町議会議員のなり手不足解消のために、その先進事例を学んだ。

美咲町は、約２０年前に三つの町が合併して誕生したが、岡山県内で人口減少率ワースト１、議員のなり手不足及び若者の議会離れという危機感から「持続可能な議会を創造する」をテーマに議会改革の取組を始められた。取組事例として、出前議会、議会議員アカデミー、中学生の子ども議会、小学生対象の議会体験学習をはじめとする２６項目について詳細な説明を受けた。

出前議会は、当初大規模に議会報告会・意見交換会を開催していたが、住民からまちづくりに向けた意見をより聞くために小規模な形にして、令和４年度から令和６年度までに１４回開催されている。開かれた議会とするために住民との対話の機会を設け、住民のニーズを把握する取組をすることは、議会活動の基本とすべきものであると感じた。

議会議員アカデミーは、次世代の議会を担う人材発掘のために、受講者に講義、意見交換及び一般質問の体験をしてもらうことで、議員のなり手対策として開講されている。住民とともに議会について学習し、身近に体験してもらうことが議員のなり手不足解消の取組として有効であると感じた。

本研修を通して、美咲町議会の「徹底的に真似る、アレンジして進化させる」を合言葉に、よいことは取り入れて進化させていこうという姿勢が素晴らしいと感じた。

安堵町議会としては、今回の研修において学んだことをできることから取り入れ、議会改革による議会の活性化、ひいては議員のなり手不足の解消につなげていきたい。

最後に、美咲町職員全員が来庁者に起立して挨拶をするという快い対応があり、感銘を受けた。美咲町長が就任された際、町職員が来庁者に起立して挨拶をするという指示の下に実践されているとのことである。

以上。

議長（近藤晃一）　はい。それでは、続きまして議員派遣代表、文教厚生常任委員会　松田委員長から報告をお願いします。

文教厚生常任委員会委員長（松田　勝）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。松田文教厚生常任委員会委員長。

（松田文教厚生常任委員会委員長　登壇）

文教厚生常任委員会委員長（松田　勝）　おはようございます。安堵町議会議員派遣報告を行います。令和８年２月１３日、安堵町議会議長　近藤晃一様、議員派遣代表　文教厚生常任委員会委員長　松田勝。安堵町議会議員派遣（視察研修）報告書。安堵町議会議員派遣について、視察研修を実施しましたので、別紙のとおり会議規則第７１条の規定により報告します。

１．視察目的、岡山県美咲町の小中一貫教育の成功例を学び、安堵町における小中一貫教育の議論を促進し、早期実現を図ることを目的とする。

２項から５項については、先ほどの増井議員の報告と同じですので、省略をいたします。

６．視察内容、美咲町は人口が１２，４６７人（令和７年３月現在）、面積が２３２．１７キロ平方メートルで、安堵町と比較して人口が約２倍、面積が約５３倍と広大であり、東西に長い町域のため移動が大変なところである。また、２００５年に３町が合併して誕生した町のため、町内に中学校が３校と小学校が５校もあった。そのような状況で小中一貫教育の達成には、美咲町長の様々な話の中でも大変な苦労があったとよく分かった。

美咲町における小中一貫教育の具体的な実施方法として、小中学校８校のうち、まず中学校１校と小学校１校で同一校舎による義務教育学校を開校。続いて中学校１校と小学校２校で同一校舎による義務教育学校を開校した。残りの中学校１校と小学校２校については、別々の校舎による小中一貫教育校となっている。

安堵町においては、小中一貫教育のあり方について議論がまったく進んでいない状況であるが、中学校１校と小学校１校で町の面積も非常に狭いため、小中一貫教育の実施に障害が少ないと考えられる。

安堵町としては、一体型校舎への建て替えに年数が必要と考えられるため、美咲町でも実施している別々の校舎による小中一貫教育を参考にしながら、小中一貫教育の早期実現を達成するための議論を促進しなければならない。

以上。

議長（近藤晃一）　はい。議員派遣の報告でございました。

続きまして、２件目。令和７年度定期監査結果報告について、福井監査委員から報告をお願いいたします。

議会選出監査委員（福井保夫）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。福井監査委員。

（福井議会選出監査委員　登壇）

議会選出監査委員（福井保夫）　おはようございます。監査委員の福井です。令和７年度定期監査結果報告をします。地方自治法第１９９条第４項の規定により、令和７年度の定期監査を実施し、同条第９項の規定により令和８年２月２４日付けで報告書を提出しましたので、報告いたします。

なお、植平勝彦代表監査委員と合議でありますことを申し上げておきます。

１．監査の概要

監査の実施期間、令和８年１月２０日火曜及び同月２１日水曜日

監査の実施者、監査委員　植平勝彦、監査委員　福井保夫

監査の対象、対象部署　全部署、聴取指名課　総合政策課、安全安心課、住民課、健康福祉推進室、事業課、教育推進課

監査の目的、着眼点及び主な実施内容、令和７年度における町の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、町の経営に係る事業の管理が予算の趣旨に沿って合理的かつ効率的に行われているかを主眼とし、全部署から提出された監査調書に基づき、関係書類及び関係職員からの聴取により、予算の執行状況、事業事務の執行等を確認し、監査を実施した。

２．監査の結果

財務に関する事務の執行について、関係調書等を精査した結果、概ね適正に執行されているものと認められた。なお、提出された調書の誤りについては、その都度口頭で是正・訂正を促したので、今後は正確な作成をお願いしたい。また、一部の事務処理に検討、改善を要する事項が見受けられたので、これらについて適正な事務処理等を行うとともに、今後十分研鑽のうえ、万全を期されるよう望むものである。

なお、全般的共通事項についての所見は、次のとおりです。

（１）監査調書について

令和５年度より再三にわたり指摘をしてきたが、様式間の不整合や記入誤りが未だに見受けられた。調書を作成する担当者においては、監査の重要性を深く認識し、責任をもって作成されたい。また、所属長においても、しっかり調書を確認されたい。

なお、来年度は、報告者が明確に説明できなかった場合に、急遽担当者に説明を求める方針とする。

（２）契約事務について

委託や工事請負における契約事務について、令和５年度より随意契約の多さを指摘してきた。そのような中で、プロポーザル方式の評価方法に改善が認められた。しかしながら、未だ大半が随意契約をされていたことから、公平性、競争性、透明性を念頭に、可能な限り競争入札の執行に努められたい。

また、入札担当所属に確認したところ、随意契約可能な基準となる金額が設定されているようであるが、あくまでも「随意契約することができる」という規定であり、入札してはいけないというものではない。ただ、入札を案内しても応札されない場合があること等の事情も承知している。安易に随意契約に走ることのないよう繰り返しお願いする。

なお、競争入札には一定期間を要することから、安堵町全体として適正な手続きとなるよう、入札手続きのマニュアル的な規定の作成を入札担当課に依頼したところである。一連の事務がマニュアルにのっとった手続きにより、適正な入札事務になるよう努められたい。

（３）公用車の運転管理について。

公用車の運転記録を確認した中で、安全運転管理者による決裁漏れ等が見受けられたため、確実に行われたい。

公用車の運転前後のアルコールチェックは、その結果を確実に記録し、さらに不測の事態に対応できるよう、運転者以外の第三者がアルコール検知数値を確認し、運転記録に確認済であることを明確に記載されたい。

聴取指名課に関する事項については、記載のとおりですので御確認ください。

以上で報告を終わります。

議長（近藤晃一）　以上で諸般の報告を終わります。

議長（近藤晃一）　日程第４「行政報告」を行います。

町長（西本安博）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。西本町長。

（西本町長　登壇）

町長（西本安博）　それでは、行政報告を行います。

まず最初に、議員が議員派遣をされました、いわゆる岡山県への調査でございます。これに、教育委員会事務局職員２名と私も同行をさせていただきました。先ほどの報告の中で、だいぶ重複するところがございますので、そこは御了承いただきたいと思います。教育委員会事務局の職員２名も行っておりますけれども、私が代表して報告をさせていただきます。

令和８年１月２９日から３０日に議員派遣が実施され、教育委員会事務局職員２名と私も同行をさせていただきました。岡山県久米郡美咲町を訪れ、議会活動及び義務教育学校についての説明を受けたところでございます。

美咲町議会の取組についての研修では、議員のなり手不足に対する取組について説明を受け、議会のＳＤＧｓの取組として、議会のペーパーレス化を行い、委員会や本会議でタブレット端末を導入し、経費の節減につなげている取組が進められておりました。

そして、議員のなり手不足の対策としては、若者の声を議会に反映させるため、学生アンバサダーの委嘱や子ども議会の取組について説明を受け、議会の先進的な取組について研修をさせていただいたところでございます。

次に、美咲町立義務教育学校の概要についての説明を受けました。美咲町は、先ほどもお話にありましたように、町内が三つの地域、旭地域、中央地域、柵原地域に分かれており、その中でも過疎化が深刻な二つの地域、旭地域、柵原地域において小中学校を統廃合し、令和５年４月に旭学園、令和６年４月に柵原学園を開校をされておられます。両学園とも特色あるカリキュラムによる学校運営を行っておられ、中でも英語学習や共同学習への力点をはじめ、異学年交流、コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進に力を入れておられました。

今後、本町における学校のあり方を検討する上で、大いに参考になるものと感じたところでございます。

次に、安堵町地域振興券の配布でございます。エネルギーや食料品等の価格高騰に対し影響を受けている消費者の家計支援、町内企業を応援するため、国の物価高騰対

応重点支援地方交付金を活用し、町内取扱店舗で利用していただける安堵町地域振興券」を配布いたします。

地域振興券は配布の対象が令和８年１月１日現在で安堵町に住民登録のある方で、金額は一人あたり１万２，０００円でございます。利用期間は令和８年４月１日から８月３１日までで、町内の取扱店舗で利用できることとなります。地域振興券の発送は３月の中旬を予定しております。また、地域振興券に関する問い合わせ先として、３月２３日からコールセンターを開設する予定となっております。

次に、節水についてでございます。今年度は少雨傾向が続き、県内においても、水源である大滝ダム、室生ダムで貯水量が著しく減少しております。奈良県広域水道企業団では、主要ダム以外の市町村の各水源の活用が可能となったため、現時点での給水制限はないものの、今後このような状態が長引けば、給水制限が開始される可能性が高いということでございます。

少雨傾向により減少した水資源を有効活用するため、住民の皆様におかれましては、節水の協力をお願いしたいところでございます。

次に、信貴山寅まつり２０２６でございます。例年行われております、信貴山寅まつりが令和８年２月２１日、２２日に開催されました。境内では特別な行事や奈良県内外から出張される、しぎさんフードフェスと観光物産展等、様々な行事が執り行われました。

安堵町では、しぎさんフードフェスと観光物産展で、町内企業事業所の飲食、物産展等と観光ＰＲで参加をしたところでございます。

次に、大和川の一斉清掃でございます。大和川の清流復活を目指して、県と県内大和川流域市町村の各地域において、地域住民・民間団体・企業等の方々と連携し、毎年３月の第１日曜に一斉清掃を実施しております。今年は令和８年３月３１日に大和川の美化愛護意識を高め、綺麗な川を取り戻すため地域住民の方々や民間団体・企業の方々が参加され、大和川一斉清掃が実施されました。

安堵町は、実施河川を安堵中央公園横の岡崎川を中心に実施され、大和橋から平成大橋までの間の清掃を行い、およそ１４０名の方々に御参加をいただいたところでございます。例年より多かったという記憶をしております。

次に、安堵町町制４０周年記念式典記念行事についてでございます。安堵町は本年、町政施行４０周年を迎えます。これを記念し、５月２３日土曜日にトーク安堵カルチャーセンターにおいて式典を開催したいと考えております。また、式典終了後に記念行事として大阪桐蔭高等学校吹奏楽部による演奏を予定しております。

３月中旬に議員各位を含む来賓の皆様に案内状を発送いたしますので、是非御出席いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

９番（森田　瞳）　議長、今の町長の報告で、ちょっとお願いしときたいことがございますねんけど、よろしいか。

議長（近藤晃一）　はい。どうぞ森田瞳議員。

９番（森田　瞳）　９番　森田です。今、町長の方から、議会研修の報告の中でですね、行政側としての報告をしていただいた。もう恐縮しております。議会運営委員会において一応議論させていただいた中で、今後議会の中での、やはりこの本会議での報告と、そしてまた、随行していただいた職員の方々の、その思いをしっかりと町政の方に反映していただくためにも随行を願っておるわけでございますので、町長の方の今日の説明の中では、町長自身は参考になりましたということで終えられておりますけれども、やはり行っていただいた以上、職員さんに今後我々議会活動の中で、しっかりと行っていただいた中身のことをですね、どう評価されたかということについて、我々は、それを望んでおるところでございますので、各以後の委員会そしてまた研修会。我々のことの内容によりましての、行政側からのですね、思いをしっかり述べていただくということが我々の本意でございますんで、ちょっと申し述べさせていただいておきます。

以上です。

町長（西本安博）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。西本町長。

町長（西本安博）　自席から失礼いたします。ただ行くんじゃなしに、それをどう反映していくのかということが、大事なことじゃないかという森田議員からのお話だったと思います。今まで同行させていただいて、報告をするということをしておったんでございますが、この度は教育委員会の職員が、これを映像にして、今後の参考にしたいということで映像を作っております。どこかの機会で、その映像も是非とも見ていただ

いて、説明は教育委員会の職員がしますので、見ていただいてまた参考になればなと思っております。

初めて映像にしましたので、ちょっとそれも是非とも拝聴していただきたい。このように考えているところでございます。

９番（森田　瞳）　はい。

議長（近藤晃一）　はい。森田瞳議員。

９番（森田　瞳）　ありがとうございました。

以上です。

議長（近藤晃一）　ともに行って、行政そして議会。一緒に歩調を合わせてやるということで、今、諸般の報告のところでございましたように、今までは報告書にも随行者という形で書いておりましたけども、今回は同行者という形に改めております。そういうところからも御趣旨を理解いただけたらありがたいと思います。

それでは、続けて久保教育長。

教育長（久保茂樹）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。久保教育長。

（久保教育長　登壇）

教育長（久保茂樹）　改めまして、皆さんおはようございます。

（「おはようございます」の声あり）

教育長（久保茂樹）　教育委員会所管事務について、昨年１２月議会で御報告させていただいた以降の新たな事項について報告させていただきます。

まず、小中学校において３学期の教育課程の執行を進め、卒業式を３月１２日に中学校、３月１７日に小学校、入学式は４月９日に小学校、４月１０日に中学校の開催

を予定しております。

なお、この間、各施設での児童生徒教職員の感染症の個別罹患と、小学校においては１クラスの学級閉鎖、１学年の学年閉鎖の予防的措置について報告がありました。こうした予防的措置により、校内での大規模な感染拡大は回避でき、現在、教育活動を計画的に進めることができています。

また、中学校では２月からの県内私学、県外私学の高校入試が終わり、生徒たちは本日、公立一次選抜学力検査に臨んでいるところです。

次に、教育委員会が所管している社会教育関係ですが、１月１２日にトーク安堵カルチャーセンターにおいて、対象者７０名を迎えて「二十歳のつどい」を開催。１月１８日には安堵町歴史民俗資料館にて７８名の参加を得て「初釜茶会」を実施し、さらに同日「第５０回安堵町マラソン大会」も好天候の中１９９名の参加を得て開催できました。

今後３月７日、今週末には「市町村対抗子ども駅伝」が橿原運動公園で開催される予定で、１月の結団式以降、７名の代表選手が準備・練習を重ねているところであります。

また、延期しておりました第５０回町民体育祭を３月２９日に開催する準備を進めております。記念すべき行事にしたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましても、どうか御協力をよろしくお願いいたします。

教育委員会といたしましても、年度末の総仕上げに向けて、小中学校の諸行事の実施、社会教育事業等、円滑な運営を努めてまいりたいと考えております。

以上、教育委員会関係の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（近藤晃一）　はい。これで、行政報告を終わります。

議長（近藤晃一）　続いて、日程第５　報告第１号「専決処分の承認を求めることについて（令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第７号）について）」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長　登壇）

総合政策課長（増田篤人）　改めまして、おはようございます。総合政策課　増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。報告第１号「専決処分の承認を求めることについて（令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第７号）について）」説明させていただきます。

本補正につきましては、国の経済対策である、重点支援地方交付金事業として、エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者を支援するための事業。また、物価高騰の影響を受けている子育て世帯に対し、物価高対応子育て応援手当を支給する事業について、それぞれ迅速に生活者等を支援するため、早期に事業執行する必要があったことから、補正予算を計上するものでございます。

また、消防団員の退団による退職報償金を支給する必要が生じたことから、併せて補正予算を計上するものでございます。

専決理由といたしまして、重点支援交付金事業につきましては、国に令和７年度事業計画を提出し、予算を確保する必要があり、早急に事務手続きを進める必要があったこと、また消防団員の退職報償金は、早期に退団者に支給する必要があるため、令和８年１月１５日に専決処分させていただきましたので、議会に報告するものでございます。

それでは、補正予算書１２ページ１３ページをお願いいたします。

３款　民生費、２項　児童福祉費、２目　児童措置費におきまして、物価高対応子育て応援手当に係る予算として１，７１５万円の増額。

６款　商工費、１項　商工観光費、１目　商工振興費におきまして、生活者を支援する事業である、地域振興券を発行するための予算として９，９５０万円の増額。

８款　消防費、１項　消防費、１目　非常備消防費におきまして、退職報償金に係る予算として１０４万７，０００円の増額。

次に、歳入でございます。１０ページ１１ページをお願いいたします。

１４款　国庫支出金、２項　国庫補助金、１目　総務費国庫補助金におきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金９，２００万円を増額し、これを当該事業に充てます。同款、同項、２目　民生費国庫補助金におきまして、物価高対応子育て

応援手当支給事業費補助金及び事務費補助金について１，７１５万円を増額し、これを当該事業に充てます。

１８款　繰入金、１項　基金繰入金、１目　基金繰入金におきまして、地域振興券事業の財源として、財政調整基金より繰り入れを行います。

２０款　諸収入、３項　雑入、１目　雑入におきましては、消防団員の退職報償金の受入収入で１０４万７，０００円を増額いたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第１号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第７号）について）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第７号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和８年３月４日報告、安堵町長　西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第７号）を別紙のとおり専決処分する。

令和８年１月１５日専決、安堵町長　西本安博。

次に、４ページをお願いいたします。

令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第７号）

令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億１，７６９万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４７億１，２１６万３，０００円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年１月１５日専決、安堵町長　西本安博。

次のページをお願いいたします。

第１表　歳入歳出予算補正

歳入でございます。１４款　国庫支出金、２項　国庫補助金、補正前の額１億９，３７２万７，０００円、補正額１億９１５万円、計３億２８７万７，０００円。

１８款　繰入金、１項　基金繰入金、補正前の額３億８，５５２万５，０００円、補正額７５０万円、計３億９，３０２万５，０００円。

２０款　諸収入、３項　雑入、補正前の額６，８５５万９，０００円、補正額１０４万７，０００円、計６，９６０万６，０００円。

歳入合計。補正前の額４５億９，４４６万６，０００円、補正額１億１，７６９万７，０００円、計４７億１，２１６万３，０００円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。３款　民生費、２項　児童福祉費、補正前の額５億７，４０６万３，０００円、補正額１，７１５万円、計５億９，１２１万３，０００円。

６款　商工費、１項　商工観光費、補正前の額３，７３３万１，０００円、補正額９，９５０万円、計１億３，６８３万１，０００円。

８款　消防費、１項　消防費、補正前の額１億８，１８３万３，０００円、補正額１０４万７，０００円、計１億８，２８８万円。

歳出合計。補正前の額４５億９，４４６万６，０００円、補正額１億１，７６９万７，０００円、計４７億１，２１６万３，０００円。

以上でございます。次のページ以降の事項別明細につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御承認よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一）　はい。今、説明あったとおりでございます。

これより、質疑を行います。

質疑は、ございますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　質疑なしと認めます。

討論を省略しまして、これより報告第１号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　異議なしと認めます。

報告第１号は、原案のとおり承認されました。

議長（近藤晃一）　日程第６　報告第２号「専決処分の承認を求めることについて（令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第８号）について）」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長　登壇）

総合政策課長（増田篤人）　総合政策課　増田でございます。報告第２号「専決処分の承認を求めることについて（令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第８号）について）」でございます。それでは説明させていただきます。

本補正につきましては、衆議院議員が令和８年１月２３日に解散され、衆議院議員総選挙が令和８年１月２７日公示、令和８年２月８日に投開票の日程で急遽執行されることになったことから、補正予算を計上することとなり、令和８年１月２３日に専決処分をさせていただきましたので、議会に報告するものでございます。

それでは、補正予算書１２ページ１３ページをお願いいたします。

２款　総務費、４項　選挙費、４目　衆議院議員選挙費におきまして、衆議院議員総選挙に係る予算として８３９万６，０００円の増額。

一つ戻っていただきまして、１０ページ１１ページでございます。歳入でございます。

１５款　県支出金、３項　委託金、１目　総務費委託金におきまして、衆議院議員総選挙執行委託金８３９万６，０００円を増額して、これを当該事業に充てるものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第２号　専決処分の承認を求めることについて（令和７年度安堵町一般会計補正

予算（補正第８号）について）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第８号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和８年３月４日報告、安堵町長　西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第８号）を別紙のとおり専決処分する。

令和８年１月２３日専決、安堵町長　西本安博。

続きまして、４ページをお願いいたします。

令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第８号）

令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ８３９万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４７億２，０５５万９，０００円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年１月２３日専決、安堵町長　西本安博。

次のページをお願いいたします。

第１表　歳入歳出予算補正

歳入でございます。１５款　県支出金、３項　委託金、補正前の額２，５３５万１，０００円、補正額８３９万６，０００円、計３，３７４万７，０００円。

歳入合計。補正前の額４７億１，２１６万３，０００円、補正額８３９万６，０００円、計４７億２，０５５万９，０００円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。２款　総務費、４項　選挙費、補正前の額９９４万５，０００円、補正額８３９万６，０００円、計１，８３４万１，０００円。

歳出合計。補正前の額４７億１，２１６万３，０００円、補正額８３９万６，０００円、計４７億２，０５５万９，０００円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。御審議、御承認よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一）　はい。本案に対しまして質疑を行います。
質疑は、ございますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　質疑なしと認めます。
討論を省略して、これより報告第２号を採決します。
お諮りします。
本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　異議なしと認めます。
報告第２号は、原案のとおり承認されました。

議長（近藤晃一）　続いて、日程第７　議案第１号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長　登壇）

総合政策課長（増田篤人）　総合政策課　増田でございます。議案第１号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

安堵町立学校の適正配置及び適正規模に係る構想について検討し、望ましい学校教育環境を整備する機関として「安堵町学校と地域で創る学びの未来検討委員会」を設置することに伴い、この委員会委員に係る報酬及び旅費を定めるため、本条例の改正を行うものでございます。

それでは、一番最後のページの新旧対照表をお願いいたします。

本条例の別表に「安堵町学校と地域で創る学びの未来検討委員会委員」に係る報酬の額及び旅費を加えます。報酬額は「日額７，８００円」。旅費は、鉄道賃及び船賃は「一般職の職員と同額」、車賃は１キロメートルにつき「３７円」、日当は１日につき「２，６００円」、宿泊料は１夜につき甲地方で「１万３，１００円」、乙地方で「１万１，８００円」。

以上でございます。

なお、本条例は令和８年４月１日から施行いたします。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第１号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和８年３月４日提出、安堵町長　西本安博。

なお、改正本文は、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議の上、御可決いただけますよう、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一）　国に準じた変更でございますけれども、質疑ございますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　討論なしと認めます。

これより、議案第１号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者　起立）

議長（近藤晃一）　起立、全員です。お座りください。

議案第１号は、原案のとおり可決されました。

議長（近藤晃一）　続いて、日程第８　議案第２号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長　登壇）

総合政策課長（増田篤人）　総合政策課　増田でございます。議案第２号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

人事院勧告を受け、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律及び特別職の職員の給与に関する法律の一部改正法案が、昨年１２月１６日に国会で可決されました。

本町におきまして、地方公務員法第２４条に定める均衡の原則に基づき、国に準じた運用を行うため、本町の一般職の給与に関する条例について、所要の改正を行うものでございます。

議案書９ページ以降の新旧対照表をお願いいたします。

当該条例の改正条例第１条として、第８条の２の通勤手当について、第２項第２号中「ウ」から「ス」の使用距離に係る額について、それぞれ改めるものでございます。

次のページでございます。１０ページ。第１４条に規定する「宿日直手当」につい

て、第１項で宿日直勤務１回分の限度額を、第２項では宿日直勤務１か月の限度額をそれぞれ改めるものでございます。

次に１１ページでございます。第１５条に規定する期末手当の支給割合について、第２項において定年前再任用短時間勤務職員以外は「６月に支給する場合は１００分の１２５」に、「１２月に支給する場合は１００分の１２７．５」に改め、第３項において前項の改正に合わせて定年前再任用短時間勤務職員は「６月に支給する場合には１００分の７０」に、「１２月に支給する場合は１００分の７２．５」に改めます。

第１６条に規定する勤勉手当の支給割合について、第２項第１号において定年前再任用短時間勤務職員以外は「６月に支給する場合１００分の１０５」に、「１２月に支給する場合は１００分の１０７．５」に改め、第２号において定年前再任用短時間勤務職員は「６月に支給する場合は１００分の５０」に改め、「１２月に支給する場合は１００分の５２．５」に改めます。

次に１２ページ以降、別表第１　行政職給料表は、新旧対照表１７ページまで右欄のように改正するものでございます。

また、改正条例第２条として１８ページでございます。第８条の２の通勤手当について、第２項第２号中（ア）から（ス）の規定を削除し、自動車等使用者について６万６，４００円を超えない範囲での規則委任の規定を追加いたします。

同条第４項で、支給単位期間に係る最初の月に支給が困難な場合は、翌月に支給する規定を追加いたします。

第１３条に規定する勤務１時間当たりの給与額の算定方法について、労働基準法準拠になるように規定を改めます。

次に２０ページをお願いいたします。１３条の２に規定する管理職手当について、当該職員の属する職務の級における最高号俸ごとで上限を定める規定を追加し、職務級ごとの定額化とするよう規定を改めます。

第１５条に規定する期末手当の支給割合について、第２項において定年前再任用短時間勤務職員以外は「１００分の１２６．２５」に改め、第３項において定年前再任用短時間勤務職員は「１００分の７１．２５」に改めます。

次に第１６条に規定する勤勉手当の支給割合について、第２項第１号において定年前再任用短時間勤務職員以外は「１００分の１０６．２５」に改め、同項第２号において定年前再任用短時間勤務職員は「１００分の５１．２５」に改めます。

なお、施行期日は公布の日から施行します。ただし第１条の規定は令和７年４月１日から適用し、第２条の規定は令和８年４月１日から施行いたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第２号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和８年３月４日提出、安堵町長　西本安博。

次のページ以降の改正本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一）　これより、質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　討論なしと認めます。

これより、議案第２号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立お願いいたします。

（賛成者　起立）

議長（近藤晃一）　起立、全員です。お座りください。

議案第２号は、原案のとおり可決されました。

議長（近藤晃一）　続いて、日程第９　議案第３号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償

等に関する条例の一部を改正する条例について」そして日程第１０　議案第４号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第１１　議案第５号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」以上３件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長　登壇）

総合政策課長（増田篤人）　引き続き、増田でございます。議案第３号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から、議案第５号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括して説明させていただきます。

本町の議会議員及び常勤の特別職並びに教育長に係る手当につきましても、一般職と同様の趣旨で、国に準ずるために所要の改正を行うものでございます。

はじめに、議案第３号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、議案書の２ページ３ページ、新旧対照表を御覧ください。

当該条例の改正条例第１条として、第７条第２項に規定する期末手当の支給割合について「１００分の１２５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の１７２．５」を「１００分の１７７．５」に改めます。

新旧対照表、次のページをお願いします。改正条例第２条として、前条と同様に第７条第２項に規定する期末手当の支給割合について「１００分の１２７．５」を「１００分の１２６．２５」に、「１００分の１７７．５」を「１００分の１７５」に、それぞれ改めます。

以上でございます。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第３号　安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和８年３月４日提出、安堵町長　西本安博。

施行期日は公布の日で、令和７年１２月１日から適用します。ただし、第２条の改正規定は令和８年４月１日から施行いたします。

次に、議案第４号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」と、議案第５号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

それでは、議案第４号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

常勤の特別職の職員、町長・副町長に支給する期末手当の支給割合について、議案書の２ページ以降ですね、お願いいたします。新旧対照表でございます。当該条例の改正条例につきましても、先ほどの議会議員の改正と同様に改正を行うものでございます。

次に、教育長に支給する期末手当の支給割合につきましても、議案第５号でございます。「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、議案書２ページ３ページ、新旧対照表でございます。こちらも議会議員、常勤の特別職の職員の改正内容と同様に改正を行うものでございます。

両条例の施行期日は公布の日で、令和７年１２月１日から適用します。ただし、第２条の改正規定は令和８年４月１日から施行いたします。

それでは、議案第４号と議案第５号の議案書を朗読いたします。

議案第４号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和８年３月４日提出、安堵町長　西本安博。

次に、議案書第５号をお願いいたします

議案第５号　教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和８年３月４日提出、安堵町長　西本安博。

各条例の改正本文は、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一）　はい。今、３案件説明いただきました。３から５の３案件について一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　質疑なしと認めます。

これより、案件ごとに討論及び採決を行います。

はじめに、議案第３号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　なしと認めます。

これより、議案第３号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者　起立）

議長（近藤晃一）　起立、全員です。お座りください。

議案第３号は、原案のとおり可決されました。

議長（近藤晃一）　続いて、議案第４号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　討論なしと認めます。

これより、議案第４号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者　起立）

議長（近藤晃一）　全員起立です。お座りください。

議案第４号は、原案のとおり可決されました。

議長（近藤晃一）　次に、議案第５号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　討論なしと認めます。

これより、議案第５号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者　起立）

議長（近藤晃一）　起立、全員です。お座りください。

議案第５号は、原案のとおり可決されました。

議長（近藤晃一）　只今、１１時７分でございますので、１５分まで暫時休憩いたします。

休　憩（午前１１時０７分）

再　開（午前１１時１５分）

議長（近藤晃一）　休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

日程第１２　議案第６号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉田彰宏）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田住民課長。

（吉田住民課長　登壇）

住民課長（吉田彰宏）　改めまして、おはようございます。住民課の吉田です。よろしくお願いします。それでは、議案第６号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を御説明させていただきます。

本改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律並びに地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令において、地方税法等の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、２点ございます。まず１点目が、子ども・子育て支援納付金課税額に関する改正でございます。国の少子化対策として、子育て世帯を支える全世代、全経済主体が、新しい分かち合い連帯の仕組みとして、医療保険の保険料と併せて拠出される「子ども・子育て支援金制度」が創設され、保険者であり

ます安堵町は、医療保険制度上の給付に係る保険料、後期高齢者支援金、介護納付金と併せて子ども・子育て支援金を徴収することになります。

奈良県では、介護納付金課税分と同様に、所得割及び被保険者均等割で賦課する２方式を採用することと決定されました。

次に２点目が、国民健康保険税の基礎課税額等の限度額の改正でございます。基礎（医療分）の課税限度額を現行の６５万円から６６万円に引き上げを行い、後期高齢者支援金等分の課税限度額を現行の２４万円から２６万円への引き上げを行い、さらに今回創設されました子ども・子育て支援納付金の課税限度額を３万円に設定するものでございます。

なお、施行日については、令和８年４月１日とさせていただきます。

詳細につきましては、新旧対照表により御説明させていただきます。議案書６ページの新旧対照表をお願いいたします。

まず、第２条第１項の第１号と第４号で、子ども・子育て支援納付金の課税額の規定を追加しております。

次の７ページをお願いします。第２条第２項は、基礎課税額の限度額を６５万円から６６万円に引き上げを行います。

第３項につきましては、後期高齢者支援金の課税限度額を２４万円から２６万円に引き上げます。

次の第５項は、子ども・子育て支援金の課税限度額を３万円に設定を行います。

次の第３条につきましては、前条第１項、第５項が追加されたことにより、文言整理を行っております。

次に８ページをお願いいたします。第８条の２につきましては、子ども・子育て支援納付金の所得割額を０．３１％と設定します。

次の第８条の３につきましては、子ども・子育て支援納付金の均等割額について、被保険者一人あたりにつき１，７００円とします。

次の第８条の４につきましては、子ども・子育て支援納付金の１８歳以上の均等割額は、被保険者一人につき２００円とします。

次の第２２条につきましては、所得水準によっての国民健康保険税の減額を定めております。

１０ページをお願いします。１０ページの中段の第２２条第１項第１号カ、キにつきましては、７割軽減世帯の子ども・子育て支援金の、一人についての減額される均等割額を定めております。

次に１１ページです。中段の第２２条第１項第２号カ、キにつきましては、５割軽減世帯の子ども・子育て支援金の、一人についての減額される均等割額を定めております。

次に１２ページをお願いします。１２ページ下段の第２２条第１項第３号カ、キにつきましては、２割軽減世帯の子ども・子育て支援金の、一人についての減額される均等割額を定めております。

次の１３ページにつきましては、中段ですけれども第２２条第２項第３号のアからエにつきましては、各所得基準世帯によっての未就学児一人につき減額される均等割額を定めております。

同じ１３ページの下段の第２２条第３項第７号につきましては、出産被保険者の産前産後期間についての所得割額の減額について定めております。

次の１４ページをお願いします。第８号、第９号につきましては、出産被保険者の産前産後期間についての、こちらは均等割額の減額について定めております。

次の第２２条第４項につきましては、１８歳未満被保険者の均等割額についての減額を定めております。

次の１５ページ以降につきましては、先ほど第８条の２で、子ども・子育て支援納付金の所得割が規定されたことにより、附則に「第８条の２」の文言を追加しております。

以上です。

それでは、議案書の方を朗読させていただきます。

議案第６号　安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和８年３月４日提出、安堵町長　西本安博。

次の本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほどよろしくお願いします。

議長（近藤晃一）　それでは、只今から質疑を行います。

質疑ありませんか。

６番（上林勝美）　はい。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

６番（上林勝美）　議案第６号「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」質問させていただきます。

この条例につきましては、議会運営委員会当日の提案ということで、急遽の提案になっておりました。それで、その当時説明を受けたんですが、それ以後疑問点とか出てきましたので、若干の質問を行いたいと思います。

今回の国民健康保険税条例の改正ですが、医療保険制度の中に新たに、医療保険とは違う、子ども・子育て支援金制度ということを導入されたということで、なっております。新たな制度なんですが、この仕組みによりまして、納付金制度というのが追加されまして、子ども・子育て支援金制度、先ほど課長から説明ありましたように、均等割と所得割ということで国保被保険者世帯に対して納税の義務が発生するということなんですが、令和８年４月１日以降ということですが、来年度、町民が納めます国保料は負担が増えるということでよろしいですか。

以上です。

住民課長（吉田彰宏）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田課長。

住民課長（吉田彰宏）　自席より失礼します。上林議員の質問にお答えさせていただきます。今度、予算の特別委員会でも、その新設についての入も見込んでおりますので、ちょっと増えるという解釈で、その時にも再度説明させていただきます。

以上です。

６番（上林勝美）　はい。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

６番（上林勝美）　負担が増えるということで、よろしいですね。それと、来年度はそういう形なんですが、令和９年度１０年度以降も上がるというふうに聞いておりますが、その点はどうなっておりますか。

住民課長（吉田彰宏）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田課長。

住民課長（吉田彰宏）　この制度につきましては、一応３年度でその財源、子どもの少子化対策としての国の財源ということで３年度、８年度９年度１０年度ということで設定されておりまして、若干各年度上がっていくイメージでございます。

以上です。

６番（上林勝美）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。上林議員。

６番（上林勝美）　令和８年度から９年度１０年度にかけて、暫時上がっていくということで伺いました。

以上で質問を終わります。

議長（近藤晃一）　はい。他に、ございませんか。

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　討論なしと認めます。

これより、議案第６号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者　起立）

議長（近藤晃一）　起立、多数です。お座りください。

議案第６号は、原案のとおり可決されました。

議長（近藤晃一）　日程第１３　議案第７号「安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

安全安心課長（吉田貴史）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田安全安心課長。

（吉田安全安心課長　登壇）

安全安心課長（吉田貴史）　改めまして、おはようございます。安全安心課の吉田でございます。よろしくお願いします。それでは、議案第７号につきまして御説明させていただきます。

議案第７号「安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」本件は、一般職の給与に関する法律の一部を改正する法律により、一般職の給与に関する法律別表第４イ公安職俸給表が改正され、令和８年４月より施行されます。これを受けまして、安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、先に述べました法律の改正によりまして、本条例に規定しております消防団員の公務災害時における補償基礎額の改正及び消防作業従事者等である民間協力者の公務災害時における補償基礎額の改正及び扶養に係る補償基礎額の加算額を改定いたします。

それでは、議案書の新旧対照表、最後のページの表を御覧ください。

本条例第５条第２項第１号に規定する別表　消防団員の補償基礎額の左下の図ですが、最低額「９，７００円」を「１万円」とし、階級及び勤務年数の区分に応じてそれぞれ引き上げる改定をいたします。

次に、新旧対照表の１ページを御覧ください。同条同項第２号に規定する民間協力

者による補償基礎額の最低額を消防団員と同じく「９，７００円」を「１万円」に引き上げ、またその額が、その者の通常得ている収入日額に比して公正を欠くと認められた時の額を「１万４，５００円」から「１万５，０００円」に引き上げる改定をいたします。また、同条第３項に規定している、扶養に係る補償基礎額の第１号を廃止し、第２号の加算額を「３８３円」から「４３３円」に引き上げ、第２号を第１号とし、第３号から第６号を１号ずつ繰り上げるものでございます。

なお、この条例の施行期日につきましては令和８年４月です。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第７号　安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和８年３月４日提出、安堵町長　西本安博。

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一）　それでは、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ございますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　討論なしと認めます。

これより、議案第７号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者　起立）

議長（近藤晃一）　起立、全員です。お座りください。

議案第７号は、原案のとおり可決されました。

９番（森田　瞳）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。森田瞳議員。

９番（森田　瞳）　暫時休憩してください。

議長（近藤晃一）　はい。それでは４０分まで暫時休憩いたします。

休　憩（午前１１時３２分）

再　開（午前１１時５８分）

議長（近藤晃一）　休憩前に引き続きまして再開をいたします。

今、議会の運営につきまして議論をいたしておりました。議論の途中でお昼になってしまいましたので、ここで暫時休憩をいたしまして１３時再開ということでよろしくお願いいたします。

以上です。

休　憩（午前１１時５９分）

再　開（午後　１時００分）

議長（近藤晃一）　それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

議事に入ります前に一言申し上げます。

先ほどの、国民健康保険税の第６号議案ですね、採決をいたしました。その採決の中で、最終的に賛成多数で可決したわけでありますけれども、その可決の内容につきまして、やはり議運の中で諮った内容では何ら討論等の意見がなかった中で、今日、反対という表決が出ましたので、まず、議運で諮った内容については、やはり遵守していただきたい。変えるようであれば、変えるような手続きをしていただきたい。まず、それが１点。

それと、議会の中で反対表明するについては、それに足りる説明あるいは質問。こういうことが、しっかりと行われた上で、そして議論の上で採決に臨むと。こういうことをしっかりと認識していただきたいというふうに考えますので、その点につきまして今後、全議員について御注意いただきたいということで本日申し上げておきます。

そういうことでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第１４　議案第８号「安堵町乳児等通園支援事業の実施に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

子ども家庭推進室課長（西田淳二）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。西田子ども家庭推進室課長。

（西田子ども家庭推進室課長　登壇）

子ども家庭推進室課長（西田淳二）　子ども家庭推進室の西田です。よろしくお願いいたします。議案第８号「安堵町乳児等通園支援事業の実施に関する条例の制定について」御説明させていただきます。

本年４月１日より、乳児等通園支援事業「こども誰でも通園制度」が全国的に本格実施されるにあたり、同事業の実施に関する事項を定める条例を新規制定するものでございます。

条例の内容を御説明いたします。議案書の１ページを御覧ください。

第１条では「趣旨」として、この条例は児童福祉法に基づいて事業を実施するにあたり、必要な事項を定める旨を規定しております。

第２条では「施設」として、事業を行う施設として、安堵こども園で実施する旨を定めております。

第３条では「対象乳幼児」として、０歳６か月から満３歳未満の子どもが対象である旨を定めております。

第４条では「利用の申請」として、利用する時は町に申請をし、許可を受けなければならない旨を定めております。

第５条では「利用の制限」として、利用を許可しない場合について定めております。

議案書の６ページを御覧ください。次のページです。

第６条では「利用料等」として、乳幼児一人につき１時間あたり３００円とする旨などを定めております。

第７条では「利用料の免除」として、規則で定める事由に該当する時は、利用料を免除できる旨を規定しております。

第８条では「委任」として、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める旨を規定しております。

附則として、この条例は令和８年４月１日から施行いたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第８号　安堵町乳児等通園支援事業の実施に関する条例の制定について

安堵町乳児等通園支援事業の実施に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和８年３月４日提出、安堵町長　西本安博。

次のページ以降につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一）　それでは、本案について質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　討論なしと認めます。

これより、議案第８号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者　起立）

議長（近藤晃一）　起立、全員です。お座りください。

議案第８号は、原案のとおり可決されました。

議長（近藤晃一）　日程第１５　議案第９号「令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第９号）について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長　登壇）

総合政策課長（増田篤人）　総合政策課　増田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第９号「令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第９号）について」説明させていただきます。

本補正につきましては、はじめに歳出から説明させていただきます。１６ページをお願いいたします。

はじめに、２款　総務費につきましては、１項　総務管理費、２目　財産管理費で、

町内施設のＬＥＤ化工事について、財源として脱炭素化推進事業債を活用し、実施することとなったこと及び安堵町総合センターひびき事務室の空調故障による更新について、公共施設等適正管理推進事業債を活用することになったことによる財源更正でございます。

次に、同款、３項　戸籍・住民基本台帳費、１目　戸籍・住民基本台帳費で、戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するため、本町の戸籍附票システムと住民基本台帳システムを改修するための補正で２５５万２，０００円の増額でございます。

３款　民生費につきましては、１項　社会福祉費、５目　医療対策費で、心身障害者医療費扶助及び精神障害者医療費扶助が増額し、予算に不足が生じる見込みであること、また、令和６年度の未熟児養育医療国庫補助金が確定し、超過交付であることから補助金返還が必要となったことによる補正でございます。２２８万７，０００円の増額でございます。次に、同款、同項、７目　介護保険事業費は、介護報酬改定に伴う介護保険システム改修に係る介護保険特別会計に対する繰り出しが増額したことによる補正で８２万円の増額でございます。

次に、同款、２項　児童福祉費、３目　こども園費は、こども園改修工事の設計変更による起債の増額による財源更正でございます。

次に、１８ページをお願いいたします。４款　衛生費、２項　清掃費、１目　塵芥処理費は、財源で山辺・県北西部広域環境衛生組合の売電収入及び有価物収入に係る収入が生じたことによる財源更正でございます。

７款　土木費、２項　道路橋梁費、１目　道路橋梁維持費で、公共事業等債の減額による財源更正でございます。

９款　教育費、１項　教育総務費、２目　事務局費は、小中学校の体育館空調整備工事を実施するための補正で１億３，９２７万１，０００円の増額補正でございます。最後、同款、同項、６目　ＩＣＴ教育推進事業費は、小中学校の児童生徒及び教員用のパソコンの更新についてデジタル活用推進事業債を活用し、実施することになったため財源更正を行うものでございます。

次に歳入でございます。１２ページをお願いいたします。

１０款　地方交付税、１項　地方交付税、１目　地方交付税につきましては、普通交付税の再算定による追加交付があったことから８，３１５万２，０００円の増額補正でございます。

１４款　国庫補助金、２項　国庫補助金、１目　総務費国庫補助金につきましては、総務費の歳出補正の、戸籍附票システム及び住民基本台帳システムの改修に対する国

庫の財源として２５５万２，０００円の増額補正でございます。同款、同項、６目　教育費国庫補助金につきましては、教育費の歳出補正、小中学校体育館空調整備工事に対する国庫の財源として７，３３０万５，０００円の増額補正でございます。

１８款　繰入金、１項　基金繰入金、１目　基金繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金１億２，０２２万２，０００円の減額補正でございます。

最後、２０款　諸収入、３項　雑入、１目　雑入につきましては、山辺・県北西部広域環境衛生組合の売電収入・有価物収入に係る還付金として１，２００万円の増額補正でございます。

１４ページをお願いいたします。町債でございます。町債の補正として、役場庁舎のＬＥＤ化工事について、財源として脱炭素化推進事業債、総合センターひびき事務室の空調更新工事について、財源として公共施設等適正管理推進事業債の追加。さらに、令和７年度の減収に係る補填として減収補填債により、１項　町債、１目　総務債が１，５６４万３，０００円の増額となります。２目　民生債で、こども園の施設改修の設計変更による追加として２５０万円の増額。４目　土木債で、公共事業等債の減額により６６０万円の減額。最後に、６目　教育債で、小中学校体育館空調工事を実施するため８，２６０万円の増額でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第９号　令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第９号）について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規定に基づき、令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第９号）を別紙のとおり提出する。

令和８年３月４日提出、安堵町長　西本安博。

続きまして２ページをお願いいたします。

議案第９号　令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第９号）

令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第９号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億４，４９３万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４８億６，５４８万９，０００円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の追加及び変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和８年３月４日提出、安堵町長　西本安博。

次に３ページ、第１表　歳入歳出予算補正でございます。補正額のみ説明させていただきます。

１０款　地方交付税、１項　地方交付税、補正額８，３１５万２，０００円。

１４款　国庫支出金、２項　国庫補助金、補正額７，５８５万７，０００円。

１８款　繰入金、１項　基金繰入金、補正額１億２，０２２万２，０００円の減。

２０款　諸収入、３項　雑入、補正額１，２００万円。

２１款　町債、１項　町債、補正額９，４１４万３，０００円。

これによりまして歳入合計が、補正前の額４７億２，０５５万９，０００円、補正額１億４，４９３万円、計４８億６，５４８万９，０００円となります。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

２款　総務費、１項　総務管理費、補正額０。同款、３項　戸籍・住民基本台帳費、補正額２５５万２，０００円。

３款　民生費、１項　社会福祉費、補正額３１０万７，０００円。同款、２項　児童福祉費、補正額０円。

４款　衛生費、２項　清掃費、補正額０円。

７款　土木費、２項　道路橋梁費、補正額０円。

９款　教育費、１項　教育総務費、補正額１億３，９２７万１，０００円。

これによりまして歳出合計、補正前の額４７億２，０５５万９，０００円、補正額１億４，４９３万円、計４８億６，５４８万９，０００円となります。

次に、第２表　繰越明許費についてでございます。

２款　総務費、１項　総務管理費で、事業名　庁舎維持管理経費臨時で３９０万６，０００円。各施設のＬＥＤ化工事について材料調達に時間を要するための繰越でございます。同款、同項、事業名　ナラティブ事業５００万円。ナラティブ事業の映画撮影が令和８年度に実施されることになったため繰越を行うものでございます。

同款、３項　戸籍・住民基本台帳費、事業名　住民基本台帳ネットワーク事業臨時７０万４，０００円。事業名　戸籍事務臨時で１８４万８，０００円。戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するため、本町の戸籍附票システム、住民基本台帳システム改修の事業完了が令和８年度となるための繰越でございます。

３款　民生費、１項　児童福祉費、事業名　物価高対応子育て応援手当支給事業３

６０万５，０００円。専決処分により補正予算を計上した価格高騰緊急支援事業について、今年度中に事業完了することが困難なための繰越でございます。

６款　商工費、１項　商工観光費、事業名　地域振興券発行事業９，９５０万円。この事業につきましても、専決処分により補正予算を計上した価格高騰緊急支援事業について、今年度中に事業完了することが困難なことによる繰越でございます。

９款　教育費、１項　教育総務費、事業名　安堵町立安堵小中学校屋内運動場空調整備設置事業１億３，９２７万１，０００円。事業名　安堵中学校駐輪場設置事業３７８万４，０００円。事業名　安堵中央公園空調整備設置事業３，８４７万７，０００円。それぞれの事業について、事業完了が令和８年度となるための繰越でございます。

次のページをお願いいたします。最後ですね、第３表　地方債補正でございます。歳入の説明でも触れましたように、新たに追加するものは１，０２４万３，０００円を限度額とする減収補填債、７，３２０万円を限度とする防災・減災・国土強靭化緊急対策事業でございます。

７ページをお願いいたします。変更するものは、脱炭素化推進事業について限度額を５，２５０万円から５，３３０万円に変更。

公共事業等について限度額を１，１００万円から４４０万円に変更。

公共施設等適正管理推進事業について限度額を１億５，８２０万円から１億６，３２０万円に変更。

学校教育施設等整備事業について限度額を８１０万円から５３０万円に変更。

子ども・子育て支援事業について限度額を３２０万円から５３０万円に変更。

デジタル活用推進事業について限度額を２９０万円から１，５１０万円に変更いたします。

９ページ以降の事項別明細につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一）　それでは、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。

只今、議題となっております議案第９号は、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　異議なしと認めます。

９番（森田　瞳）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。森田瞳議員。

９番（森田　瞳）　質疑ではございませんねんけども、今、説明書の１８ページの、４款　衛生費、２項　清掃費について、この中で、塵芥処理業の中での一部、財源更正があった。１，２００万円の財源更正があったということで、この補正でございますねんけども、この辺のことの内容のことに関しまして、昨年９月でしたですか１２月でしたか、要するに持ち込みごみ。この持ち込みごみの対応について、今年の４月１日から施行できるように、一応条例も整備されたということで伺っておりました。しかしながら若干、その後、工事の方も、ちょっといろいろ遅れがちということで伺っておりますけれども、実際どれだけの遅れが生じてくるのかということも、やはり住民は、その辺の持ち込みのことを１日まだかまだかと待っておられる方もおられますので、その辺のことも含めてちょっと、この付託の中で含めて質問させていただけたらと思いますので、ちょっと御準備の方よろしくお願いいたします。

以上です。

住民生活部長（勝井　顯）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。勝井部長。

住民生活部長（勝井　顯）　今いただいた意見、ちょっと委員会の場で答えられるように準備させていただきたいと思います。

以上でございます。

９番（森田　瞳）　はい。ありがとうございます。

議長（近藤晃一）　それでは、常任委員会に付託いたしますので、その場で回答いただくということでよろしいですか。

９番（森田　瞳）　はい。

議長（近藤晃一）　それでは、議案第９号は総務産業建設常任委員会に付託することといたします。

議長（近藤晃一）　日程第１６　議案第１０号「令和７年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第３号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉田彰宏）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。吉田住民課長。

（吉田住民課長　登壇）

住民課長（吉田彰宏）　住民課の吉田です。よろしくお願いします。それでは、議案第１０号「令和７年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第３号）について」を御説明させていただきます。

本補正につきましては３点ございます。まず１点目といたしましては、県に納付すべき令和６年度の国民健康保険事業費納付金が確定したことにより、増額が必要となるためでございます。

次に２点目といたしましては、令和６年度の保険者努力支援交付金及び令和６年度社会保障・税番号制度システム整備補助金が確定したことにより返還が生じるため、償還金の増額が必要になるためでございます。

最後に３点目といたしましては、今後の国保財政の安定した運営を図るため、令和６年度決算で生じた余剰金を基金に積み立てる補正を行うものでございます。

なお、財源につきましては繰越金を充当させていただきます。

それでは、詳細につきましては補正予算書により御説明させていただきます。補正予算書１０ページと１１ページをお願いいたします。

まず歳出です。３款　国民健康保険事業費納付金、１項　医療給付費分、１目　一般被保険者医療給付費分１９２万３，０００円の増額補正でございます。

同款、２項　後期高齢者支援金等分、１目　一般被保険者後期高齢者支援金等分で２８０万１，０００円の増額補正です。

同款、３項　介護納付金分、１目　介護納付金分で３６０万９，０００円の増額補正です。

次に５款　諸支出金、１項　償還金及び還付加算金、２目　償還金で８９万１，０００円の増額補正でございます。

補正予算書１２ページと１３ページをお願いいたします。５款　諸支出金、３項　基金費、１目　財政調整基金費で４４３万３，０００円の増額補正です。

この財源といたしましては、戻っていただきまして８ページと９ページをお願いいたします。

歳入。５３款　繰越金、１項　繰越金、１目　繰越金で１，３６５万７，０００円の増額補正により充当させていただきます。

以上でございます。

それでは、戻っていただきまして議案書を朗読させていただきます。

議案第１０号　令和７年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第３号）について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規定に基づき、令和７年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第３号）を別紙のとおり提出する。

令和８年３月４日提出、安堵町長　西本安博。

次に補正予算書２ページをお願いします。

議案第１０号　令和７年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第３号）

令和７年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第３号）は、次に定めると

ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１，３６５万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億６２５万９，０００円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年３月４日提出、安堵町長　西本安博。

次の３ページをお願いします。第１表　歳入歳出予算補正、歳入です。

５３款　繰越金、１項　繰越金、補正前の額が０円、補正額が１，３６５万７，０００円、計１，３６５万７，０００円。

歳入合計が、補正前の額９億９，２６０万２，０００円、補正額１，３６５万７，０００円、計１０億６２５万９，０００円。

次の４ページをお願いいたします。次に歳出でございます。

３款　国民健康保険事業費納付金、１項　医療給付費分、補正前の額１億３，４４１万４，０００円、補正額１９２万３，０００円、計１億３，６３３万７，０００円。

同款、２項　後期高齢者支援金等分、補正前の額５，００５万８，０００円、補正額２８０万１，０００円、計５，２８５万９，０００円。

同款、３項　介護納付金分、補正前の額１，３３９万７，０００円、補正額３６０万９，０００円、計１，７００万６，０００円。

５款　諸支出金、１項　償還金及び還付加算金、補正前の額１５８万２，０００円、補正額８９万１，０００円、計２４７万３，０００円。

同款、３項　基金費、補正前の額０円、補正額４４３万３，０００円。

歳出合計、補正前の額９億９，２６０万２，０００円、補正額１，３６５万７，０００円、計１０億６２５万９，０００円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いします。

議長（近藤晃一）　それでは、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今、議題となっております議案第１０号は、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　異議なしと認めます。

よって、議案第１０号は総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（近藤晃一）　続いて、日程第１７　議案第１１号「令和７年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第３号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉推進室課長（井上育久）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。井上健康福祉推進室課長。

（井上健康福祉推進室課長　登壇）

健康福祉推進室課長（井上育久）　健康福祉推進室　井上です。よろしくお願いいたします。

議案第１１号「令和７年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第３号）について」それでは、説明させていただきます。

本補正につきましては、令和７年度税制改正等に伴い、介護保険のシステム改修をする必要があるための補正でございます。

それでは、詳細につきまして補正予算書より説明させていただきます。補正予算書１０ページをお願いいたします。

歳出の部としまして、１款　総務費、１項　総務管理費、１目　一般管理費で、電算システムの修正委託といたしまして１６３万９，０００円の増額補正でございます。その財源といたしまして、戻っていただきまして８ページをお願いいたします。

歳入の部。３款　国庫支出金、２項　国庫補助金、４目　介護保険事業補助金で８１万９，０００円の増額補正です。

７款　繰入金、１項　一般会計繰入金、３目　その他繰入金で８２万円の増額補正です。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第１１号　令和７年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第３号）について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規定に基づき、令和７年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第３号）を別紙のとおり提出する。

令和８年３月４日提出、安堵町長　西本安博。

補正予算書２ページをお願いいたします。

議案第１１号　令和７年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第３号）

令和７年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１６３万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億４，５４０万３，０００円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年３月４日提出、安堵町長　西本安博。

次のページをお願いいたします。第１表　歳入歳出予算補正、歳入の部。

３款　国庫支出金、２項　国庫補助金、補正前の額は４，５２４万５，０００円、補正額が８１万９，０００円、計４，６０６万４，０００円。

７款　繰入金、１項　一般会計繰入金、補正前の額は１億４，０５４万円、補正額は８２万円、計１億４，１３６万円。

歳入合計。補正前の額は９億４，３７６万４，０００円、補正額が１６３万９，００

０円、計９億４，５４０万３，０００円。

次のページをお願いいたします。歳出の部。

１款　総務費、１項　総務管理費、補正前の額は１８６万９，０００円、補正額は１６３万９，０００円、計３５０万８，０００円。

歳出合計、補正前の額は９億４，３７６万４，０００円、補正額は１６３万９，０００円、計９億４，５４０万３，０００円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一）　それでは、只今から質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今、議題となっております議案第１１号は、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　異議なしと認めます。

よって、議案第１１号は総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（近藤晃一）　続いて、日程第１８　議案第１２号「損害賠償請求事件に係る和解について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育次長（溝本貴宏）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。溝本教育次長。

（溝本教育次長　登壇）

教育次長（溝本貴宏）　教育委員会事務局　溝本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。議案第１２号「損害賠償請求事件に係る和解について」を説明させていただきます。

本議案につきましては、平成２９年度、国の地方創生拠点整備交付金を活用し、トーク安堵カルチャーセンター多目的ホールの空調設備をはじめとする施設改修工事を行いました。

令和２年に国の会計検査院による実地検査が行われ、検査員により指摘され、不適切な設計及び施工により手直し工事を余儀なくされ、町が損害を被りました。

令和４年第２回臨時会で「訴えの提起について」御可決をいただき、裁判所へ提訴いたしました。

その後、長期間にわたり口頭弁論を行い、専門家の意見を聞きながら議論を重ねてまいりましたが、この度、裁判官の判断により和解案が提案され、双方この和解案で合意するため、本議会に上程させていただき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第１２号　損害賠償請求事件に係る和解について

令和４年（ワ）第４１４号損害賠償請求事件について、和解するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年３月４日提出、安堵町長　西本安博。

次のページをお願いいたします。

１．事件名、令和４年（ワ）第４１４号損害賠償請求事件

２．原告、安堵町

３．被告、小林建築事務所　代表者　小林暁男

４．事件の概要、平成２９年６月に締結したトーク安堵カルチャーセンター整備工事

設計業務委託及び同年８月に締結した同工事監理業務委託に関し、債務の本旨に基づいた履行を行わず、相手方に債務不履行によって生じた損害賠償請求を行ったが、相手方がこれに応じなかったため訴えたものである。

５．和解の内容、（１）被告は、原告に対し、解決金として６０万円の支払い義務があることを認める。（２）被告は、原告に対し、前号の金員を、令和８年４月末に限り、原告の指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は、被告の負担とする。（３）原告は、その余の請求を放棄する。（４）原告及び被告は、原告と被告の間には、本件に関し、この和解事項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。（５）訴訟費用は各自の負担とする。

以上でございます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一）　それでは、只今から質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　はい。質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　討論なしと認めます。

これより、議案第１２号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者　起立）

議長（近藤晃一）　起立、全員です。お座りください。

議案第１２号は、原案のとおり可決されました。

議長（近藤晃一）　続いて、日程第１９　議案第１３号「令和８年度安堵町一般会計予算について」から、日程第２３　議案第１７号「令和８年度安堵町下水道事業会計予算について」この５案件を一括の議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長　登壇）

総合政策課長（増田篤人）　総合政策課　増田でございます。議案第１３号「令和８年度安堵町一般会計予算について」から、議案第１７号「令和８年度安堵町下水道事業会計予算について」まで一括で説明させていただきます。

本議案は、地方自治法第２１１条第１項の規定に基づき、令和８年度安堵町一般会計予算及び特別会計予算並びに公営企業会計予算を議会に提出するものでございます。

はじめに、経済状況と国の動向ですが、政府は令和８年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度において、国内需要中心の経済成長が期待される中、安定的な物価上昇とそれを上回る持続的な賃金上昇、潜在成長力の引き上げにより、強い経済を実現し、誰もが豊かさを実感し、未来への不安が希望に変わり、安心できる社会とするため、将来世代への責任を果たす「責任ある積極財政」の考え方の下、戦略的な財政出動を行うとしております。

また、令和８年度地方財政対策では、物価高対応をはじめ、新たな地方特例交付金の創設や給食無償化への対応等の財政措置が講じられる見込みとなっております。

本町において、令和８年度安堵町一般会計予算は、高齢者の増加や障害サービスの利用者の増加等による扶助費の増加に加え、行政ＤＸ化に伴うシステム運用・改修経費の増加も見込まれております。

また、物価光熱費・人件費の高騰、資材不足が生じており、引き続き経常的経費の増加が見込まれる中、公共施設の経年劣化による維持・修繕経費も増加が見込まれております。

そのような状況から、厳しい財政状況となることが予想されますが、予算を計上するにあたっては国の交付金の活用や、より有効な地方債などを活用するよう、歳入歳出予算の収支の均衡に努めたところでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。予算書、この冊子の１ページをお願いいたします。

議案第１３号　令和８年度安堵町一般会計予算

令和８年度安堵町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４０億３，０００万円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、６億円と定める。

（歳出予算の流用）

第４条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和８年３月４日提出、安堵町長　西本安博。

一般会計につきましては、前年度と比べて３億４，０００万円の減額となっております。

次に、特別会計でございます。予算書の１３５ページをお願いいたします。

議案第１４号　令和８年度安堵町国民健康保険特別会計予算

令和８年度安堵町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９億５，１６５万８，０００円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、２，０００万円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和８年３月４日提出、安堵町長　西本安博。

国民健康保険特別会計につきましては、前年度と比べて３，３２６万８，０００円の減額でございます。

次に、予算書の１６３ページをお願いいたします。

議案第１５号　令和８年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算

令和８年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９億３，７８０万円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、２，０００万円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和８年３月４日提出、安堵町長　西本安博。

介護保険特別会計（保険事業勘定）につきましては、前年度と比べて２，２１３万

８，０００円の増額となっております。

次に、予算書１９７ページをお願いいたします。

議案第１６号　令和８年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算

令和８年度安堵町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億８，２７３万５，０００円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、２，０００万円と定める。

令和８年３月４日提出、安堵町長　西本安博。

後期高齢者医療特別会計につきましては、前年度と比べて１，９１３万６，０００円の増額となっております。

続いて、公営企業会計でございます。議案第１７号をお願いいたします。

議案第１７号　令和８年度安堵町下水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２４条第２項の規定に基づき、令和８年度安堵町下水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和８年３月４日提出、安堵町長　西本安博。

予算書の１ページをお願いいたします。第３条と第４条を説明させていただきます。

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入。第１款　下水道事業収益２億４，８４２万７，０００円。うち、第１項　営業収益８，４１６万７，０００円、第２項　営業外収益１億６，４０６万円、第３項　特別利益２０万円。

支出といたしまして、第１款　下水道事業費用２億４，５３３万８，０００円。うち、第１項　営業費用２億１，４７７万７，０００円、第２項　営業外費用で２，９８６万１，０００円、第３項　特別損失２０万円、第４項　予備費５０万円。

次のページをお願いいたします。

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。（資本的収入額が資本

的支出額に対して不足する額３，７５６万６，０００円は、当年度損益勘定留保資金３，７５６万６，０００円で補填するものとする。）

収入、第１款　資本的収入１億８，２５０万円。うち、第１項　企業債１億１，４５０万円、第２項　他会計補助金５，０００万円、第３項　補助金で１，８００万円でございます。

続いて支出、第１款　資本的支出２億２，００６万６，０００円。第１項　建設改良費６，８０６万６，０００円、第２項　企業債償還金で１億５，１００万円、第３項　予備費で１００万円でございます。

以上、令和８年度安堵町一般会計予算及び特別会計予算並びに公営企業会計予算でございます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一）　今、予算について説明が終わりました。これより、一括で質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第１３号につきましては、議長を除く８名の委員で構成します一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　異議なしと認めます。

よって議案第１３号は、議長を除く８名の委員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置して、これに付託して審査することと決定をいたしました。

議長（近藤晃一）　次に、議案第１４号から議案第１７号までの４議案については、議長を

除く８名の委員で構成します特別会計等予算審査特別委員会を設置いたしまして、これに付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　異議なしと認めます。

よって議案第１４号から議案第１７号までの４議案について、議長を除く８名の委員で構成する特別会計等予算審査特別委員会を設置して、これに付託して審査することに決定をいたしました。

議長（近藤晃一）　只今、設置されました各予算審査特別委員会の正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩いたします。

１４時５分の再開といたします。

休　憩（午後　１時５５分）

再　開（午後　２時０５分）

議長（近藤晃一）　休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

議長（近藤晃一）　先ほど設置されました、各予算審査特別委員会の正副委員長を申し上げます。

一般会計予算審査特別委員会委員長　福井保夫議員、副委員長　増井敬史議員。

特別会計等予算審査特別委員会委員長　松田勝議員、副委員長　森田瞳議員。

以上で、よろしくお願いをいたします。

議長（近藤晃一）　続いて、日程第２４　報告第３号「令和８年度安堵町土地開発公社予算の報告について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

理事（池田佳永）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。池田理事。

（池田理事　登壇）

理事（池田佳永）　事業課の池田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第３号「令和８年度安堵町土地開発公社予算の報告について」御説明させていただきます。

本案件は、地方自治法第２４３条の３第２項により、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならないと定められております。

令和８年度事業の計画及び予算についての報告をさせていただきます。資料の１ページ目をお開きください。令和８年度安堵町土地開発公社事業計画でございます。

公有地売却事業といたしまして、事業名　東安堵小集落地区事業用地分といたしまして、予定額１，８００万５，０００円、合計も同額でございます。

次に、２ページをお願いいたします。

公有地取得事業でございますが、予定はございません。

続きまして３ページ、お願いいたします。令和８年度安堵町土地開発公社収支予算でございます。

第１条　令和８年度安堵町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

第２条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。収益的収入といたしまして１，８００万６，０００円。これは前年度と比較いたしまして１，０００円の増額でございますが、これは定期預金の受取利息の分でございます。

続きまして、収益的支出１，５３３万７，０００円でございます。

２　収益的収入及び支出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表

収益的収入・支出予算」による。

次に第３条でございます。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。資本的収入は０円。資本的支出は１，５３３万７，０００円でございます。

２　資本的収入及び支出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第２表資本的収入・支出予算」による。

ただし、公有用地売却の増加によって、収益的収入の増加分を借入金償還金の予算額を上回って支出することができる。

次に４ページの方をお願いいたします。

第４条　借入金の限度額は１，５４０万円と定める。

令和８年１月２２日提出、安堵町土地開発公社　理事長　西本安博。

これ以降のページにつきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

それでは、表紙に戻っていただきまして、報告書の方を朗読させていただきます。

報告第３号　令和８年度安堵町土地開発公社予算の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定に基づき、令和８年度安堵町土地開発公社予算を別紙のとおり報告する。

令和８年３月４日提出、安堵町長　西本安博。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一）　それでは、質疑を行います。

９番（森田　瞳）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。森田瞳議員。

９番（森田　瞳）　今年も、この令和８年度の安堵町土地開発公社の予算、また出てまいりました。お恥ずかしいことで土地開発公社、各近隣の自治体見ても、ほとんどがもう要するに存在しておりません。その原因は、私は深くわかっておりますけども、いい加減にして欲しい。理事長は西本町長。理事の方どなたですか。ちょっとメンバーをおっしゃってください。

議長（近藤晃一）　理事の名前ですね。

９番（森田　瞳）　廣瀬部長から言うてくれたらええやんか。理事やで。

事業部長（廣瀬好郁）　はい。

議長（近藤晃一）　はい。部長。

事業部長（廣瀬好郁）　自席から失礼いたします。土地開発公社の理事についてですけども・・・

９番（森田　瞳）　それ見てみ。そんな状態やろ。何がこの問題を解決するねん。弁護士に任せて、裁判所にどうのこうの言うてるだけじゃあかんねんで。自分が理事であるのか何かもわからん状態やろ。誰が理事やの今。

事業部長（廣瀬好郁）　各部長が理事になっております。

９番（森田　瞳）　各部長が目を通して、これ審議したんか今年。

事業部長（廣瀬好郁）　予算書でございますか。

９番（森田　瞳）　はい。

事業部長（廣瀬好郁）　決議は、いただいております。

９番（森田　瞳）　それの協議したんかって言うてるねん。理事さんによって。今後の方針についても。

事業部長（廣瀬好郁）　今後の方針というか、会議の方は、予算の会議の時に今の現状を伝えさせていただきまして、今現在、訴訟の準備というか、第１回の期日が３月６日の金曜日の１０時に実施される予定でございます。ただし、弁護士さんの方からは、相手さん方が欠席ということで連絡がありましたということで報告を受けております。

また、その後の対策につきましては、また順次、弁護士さんと相談しもって進めていく予定をしております。

以上です。

９番（森田　瞳）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。森田瞳議員。

９番（森田　瞳）　その協議なさって、来年度の予算をちゃんと編成されたという、この内容について、理事の方からいろいろ、そういうような前向き、前進的な意見があったということも私は聞いておらない。今、もう弁護士の方にも訴訟として、今、準備もやっておるという現状は聞いております。

理事さん全員揃って、私も行くから、ここへ、いっぺん行こう。解決しに。弁護士さんだけに訴訟してることじゃない。それだけの気持ちありますか。廣瀬部長、どうぞ言ってください。

事業部長（廣瀬好郁）　はい。

議長（近藤晃一）　はい。廣瀬部長。

事業部長（廣瀬好郁）　その件につきましては、個人的には行ってもと思いますけども、今も訴訟中でございますので、また川崎弁護士の方と相談させていただいて、また報告の方はさせていただきたいと考えております。

９番（森田　瞳）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。森田瞳議員。

９番（森田　瞳）　その辺の回答ということであれば、私はもうそれ以上のことは言いませんけども、いわゆる、やる気があるかないかということ。そして今度の、その訴訟についても、本人は恐らく出て来られないということなるんでしょう。時が解決してくれるということを待たな仕方ない。そういうことですか。

町長（西本安博）　はい、議長。

議長（近藤晃一）　はい。西本町長。

町長（西本安博）　自席から失礼いたします。非常にこの問題については、時間がかかっているということは承知しております。本来、同じ安堵町内のことということで、今まで、できるだけ穏便に解決できたらという思いが、過去からあったと思います。私が座ってからも、これ引きずってきてるわけですけれど、その以前からあったと思います。

しかし、それではもう森田議員がおっしゃるように、いつまでたっても一歩も進まない。これが現実ということが十分にわかってきましたので、私が思い切って、本来は、あまりやりたくはないのですけれど、同じ町内の方ですが、思い切って法的な訴えをしようということで、訴えさせていただいたというのが現実でございます。

今おっしゃいましたように、議員さんあるいは我々理事も、当該者と直接談判をすると。やり方としてはそうだけれど、それぐらいの熱意を持って、これに取り組まんなあかんやないかという意味で、おっしゃっていただいているということでございます。

本来やりたくなかった部分ですけれども、思い切って法的な措置を取ったということでございますんで、どういう展開になるかは、まだ予測はできませんが、もうはっきりと白黒、法的につけていきたい。このように思います。そういう決意でやっておりますんで、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

９番（森田　瞳）　はい。

議長（近藤晃一）　はい。森田瞳議員。

９番（森田　瞳）　町長の方で最終的に判断していただいたんですけども、私の気持ちもわかって話をしていただいたように思います。しかしながら、やはりもう恥ずかしい。この土地開発公社の予算決算が出てくるたびに私はそう感じておりました。

だから、廣瀬部長の方でも理事として、私、行動を一緒にしたらどうやということの

中で、今、訴訟中やから勝手に、むやみにそういうような、要するに交渉できないということやけども、私はそんなこと、お互い人間同士やから、そんなことはないと思う、それは。先方の意見があれば何ぼでも、訴訟の取り下げでも何でもできるねんから。その進んでいく方向の中でですよ。お互いに合意点を見いだしたらできんねんから。

だから、訴訟中やから何も行政としては携わっては、いかんという、私そんなことではないと思う。部長、それどうですか。その辺のことで。

事業部長（廣瀬好郁）　はい。

議長（近藤晃一）　はい。廣瀬部長。

事業部長（廣瀬好郁）　訴訟をする前の、調停の段階で相手さんもお話したいという申し出はありましたけども、その時は調停をしておりましたので、弁護士さんに相談しましたら、その対応には応じてくれるなということで、こちらの方で対応しますということで止められましたので、それで終わっております。

９番（森田　瞳）　はい。

議長（近藤晃一）　はい。森田瞳議員。

９番（森田　瞳）　もう２０年以上も、この問題が粗末に放ったらかしにしておるというのが今の現状です。だから、そういうことも今後ですね、そうした問題のことが発しないように、そうした苦労のないようにですね、やっぱりその時その時にしっかりとして、物事を解決していっていただきたいということを私の意見として酌んでいただけたらありがたいなと思います。

以上です。終わります。

議長（近藤晃一）　森田瞳議員からの提言でございます。執行部といたしましても、真剣に受け止めてお願いしたいと思います。

他に、ございますか。質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一）　ないようですので、これで報告第３号を終結します。

議長（近藤晃一）　以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

次の本会議は３月５日、明日午前１０時開会です。一般質問を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、これで散会いたします。

お疲れ様でした。

散　会

午後　２時２０分
